

令和元年度 第1回 千葉県バリアフリー基本構想推進協議会 議事録

- 1 日 時 令和元年8月20日(火) 10:00～11:45
- 2 場 所 千葉県総合保健医療センター 5階 大会議室
- 3 出席者 ≪委員≫19名(代理出席3名)
藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、高梨園子委員
名取信子委員、大石千恵委員、大里千春委員、高木登世美委員
深井貴幸委員、小川良一委員、常住昭嘉委員、斯波恭太郎委員
梶田啓介委員、星野雅春委員、佐藤ひとみ委員、青木俊委員
浜田恒明委員、竹本和義委員、斉藤平委員
(代理出席：寶木原裕充様、田中徹様、太田良照寿様)
(欠席者：大川敦委員、成田斉委員、澤宏幸委員、植竹昌人委員)
≪事務局≫5名
佐久間正敏都市局長、飯島成行課長、勝地康裕主査、大越忠蔵主任技師、
岡田泰幸主事

4 議事次第

- (1) 会長の互選、挨拶
- (2) 副会長の互選、挨拶
- (3) 協議会議事運営要綱等について
- (4) 協議会の会議の傍聴に関する要綱について
- (5) バリアフリー基本構想の検討の進め方について
- (6) 意見交換

5 配付資料

- ・ 次第
- ・ 協議会委員名簿・席次表
- ・ 資料1 千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例
- ・ 資料2 千葉県バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱
- ・ 資料3 協議会の会議の傍聴に関する要綱
- ・ 資料4 バリアフリー法及び千葉県バリアフリー基本構想について
- ・ 資料5 バリアフリー基本構想等の検討の進め方
- ・ 参考資料1 千葉県バリアフリー基本構想(変更)の概要【平成24年改正】
- ・ 参考資料2 千葉県立地適正化計画 概要版
- ・ 参考資料3 障害者差別解消法リーフレット【内閣府・千葉県】

6 議事の概要

(1) 会長の互選について

斯波委員より藤井委員を推薦。異議なく、藤井委員が会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

大石委員より岩井委員を推薦。異議なく、岩井委員が副会長に選任された。

(3) 第1号 協議会運営要綱について

協議会運営要綱について事務局から説明し、了承された。

また、その他に以下の内容があがった。

- ・議事録はホームページに掲載する。
- ・会議の内容を委員が所属する団体等に説明することは問題ない。
- ・代理出席は認めているが、議決を行う際の議決権はない。

(4) 第2号 協議会の会議の傍聴に関する要綱について

協議会の会議の傍聴に関する要綱について事務局から説明し、了承された。

また、その他に以下の内容があがった。

- ・ガイドヘルパー等の手配が必要な障害者等が傍聴を希望する場合、事前に連絡することで傍聴できるよう配慮する。
- ・会議日程は約1か月前にホームページで告知することを基本としているが、市政だよりでの事前情報の掲載について実施可能性を検討する。

(5) 第3号 バリアフリー基本構想の検討の進め方について

バリアフリー基本構想の検討の進め方について事務局から説明し、了承された。

また、その他に以下の内容があがった。

- ・まち歩きワークショップは、主要駅を中心に多くの人を利用する施設や施設への経路などを対象として実施する。
- ・地域懇談会は、各委員・団体からの紹介などにより、各区の実情に詳しい方を集めて実施する。市民である協議会委員にも参加いただく。
- ・市内で既に実施しているヘルプカード普及啓発や福祉講話、などの取組も、今回策定する基本構想等で積極的に紹介することが望ましい。

※ストラップ型ヘルプマーク：令和元年8月30日（金）より配布開始（協議会後の追記）

(6) 意見交換

主に上がった内容として

- ・ソフト面（心のバリアフリー・情報提供）のバリアフリーの充実の必要性。
- ・心のバリアフリーの取組の効果計測や評価ができることよい。
- ・改修された千葉駅における残された課題の確認の必要性。
- ・基本構想等策定後の継続的な取組の推進の必要性。

<会議録>

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「令和元年度 第1回千葉県バリアフリー基本構想推進協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、交通政策課の勝地でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本来でありますと、委嘱状につきましては、お一人お一人にお渡しすべきところでございますが、既に皆様の机にお配りさせていただいております。

これをもって委嘱状の交付とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、会議の公開につきましては、皆様にお諮りするところではございますが、本日は事務局の判断で本会議を公開とさせていただきますこと、ご了承頂きたいと存じます。

それでは、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿、座席表、

資料1「千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例」、

資料2「千葉県バリアフリー基本構想推進供養議会議事運営要綱」、

資料3「千葉県バリアフリー基本構想推進協議会の会議の傍聴に関する要綱」、

資料4「バリアフリー法及び千葉県バリアフリー基本構想について」、

資料5「バリアフリー基本構想等の検討の進め方」、

参考資料1「千葉県バリアフリー基本構想（変更）の概要」、

参考資料2「千葉県立地適正化計画 概要版」、

参考資料3「障害者差別解消法に関するリーフレット」

でございます。

配付漏れはございませんでしょうか。

本日は、委員19名（代理出席者3名）の出席を頂いておりますので、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第7条第2項に規定された半数以上の委員の出席でございますことから、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

2 千葉県挨拶

【事務局】

それでは、初めに、千葉市を代表致しまして都市局長の佐久間からご挨拶をいたします。

【佐久間都市局長】

日頃より市政に多大なるご支援をいただき厚く御礼申し上げます。本日は第1回千葉県バリアフリー基本構想推進協議会となります。本協議会の開催にあたり、委員就任を引き受

けていただき感謝します。今日、わが国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

当市においても高齢化率が増加傾向にあることや、障害のある方の活躍の場が増えていることも受け、高齢者・障害者の移動と施設利用の利便性・安全性の向上がますます重要になっています。

2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部の競技が幕張メッセで行われることや、今後も増加が予想される訪日外国人旅行者の受け入れ等を踏まえ、これを契機に、開催都市として、レガシーとしてもノーマライゼーションの理念やユニバーサルデザインの考え方を後世につなげることが大変重要と考えております。

当市のバリアフリー基本構想は平成20年に策定し、平成24年に一度改正し現在に至っております。昨年行われたバリアフリー法改正により、基本理念が示されたことや、公共交通事業者等によるハード・ソフトの一体的な取組の推進が明記されたことを踏まえ、2か年をかけて当市のバリアフリー基本構想の改正を行う事といたしました。

委員の皆様にはお忙しいところと思いますが、忌憚ないご意見、様々な視点からの審議をお願い申し上げます。

3 委員紹介

【事務局】

続いて、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員名簿順に、お名前を申し上げます。

- ・日本大学理工学部 教授 藤井 敬宏様でございます。
- ・淑徳大学総合福祉学部 准教授 岩井 阿礼様でございます。
- ・淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授 松野 由希様でございます。
- ・千葉商工会議所 高梨 園子様でございます。
- ・千葉市老人クラブ連合会 名取 信子様でございます。
- ・千葉市身体障害者連合会 大石 千恵様でございます。
- ・千葉市手をつなぐ育成会 大里 千春様でございます。
- ・千家連 高木 登世美様 でございます。
- ・東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部企画室 課長 大川 敦様 でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代理の 寶木原 裕充様でございます。
- ・京成電鉄(株)鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当 課長 深井 貴幸様でございます。
- ・千葉都市モノレール(株) 技術部長 小川 良一様でございます。
- ・千葉県バス協会 専務理事 成田 斉様でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代理の事務局長 田中 徹様でございます。
- ・千葉県タクシー協会 千葉支部 事務局長 常住 昭嘉様 ございます。

- ・国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 斯波 恭太郎様でございます。
- ・国土交通省千葉国道事務所 交通対策課長 梶田 啓介様でございます。
- ・千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長 澤 宏幸様でございますが、本日は所用のため、欠席と連絡を受けております。
- ・千葉県警察本部 交通規制課長 植竹 昌人様でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代理で交通規制課 警部補 太田良 照寿様でございます。
- ・千葉県警察本部 千葉市警察部総務課長 星野 雅春様でございます。
- ・千葉市保健福祉局高齢障害部 部長 佐藤 ひとみ でございます。
- ・千葉市都市局都市部 部長 青木 俊でございます。
- ・千葉市都市局建築部 部長 浜田 恒明でございます。
- ・千葉市都市局公園緑地部 部長 竹本 和義でございます。
- ・千葉市建設局土木部 部長 斉藤 平でございます。

4 事務局紹介

【事務局】

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

- ・交通政策課長 飯島 成行でございます。
- ・交通政策課 大越 忠蔵でございます。
- ・交通政策課 岡田 泰幸でございます。

5 会長の互選、挨拶

【事務局】

それでは会長の選出に入らせていただきます。会長は互選となっております。

そこで議事進行のため、会長が決まるまでの間、交通政策課長 飯島が議事の進行を務めさせていただきますと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、飯島課長お願いいたします。

【飯島課長】

ご指名を頂きました飯島でございます。

会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願い致します。また、議事進行に当り、発言する際は挙手の上、発言をお願い致します。

それでは、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会の会長を委員の中から選出して頂くこととなりますが、どなたか推薦又は立候補される方はございますか。

【斯波委員】

千葉運輸支局の斯波でございます。

会長には、日本大学理工学部教授でいらっしゃるってバリアフリー施策に造詣が深く、学識経験が豊富である藤井委員が適任と思われるので推薦いたします。

【飯島課長】

藤井委員にお願いしたいとの声でしたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、会長は藤井委員に決定します。

それでは、会長が決定しましたので、今後の進行を藤井会長に代わりたいと思います。

ご協力有難うございました。

【事務局】

それでは、会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

【藤井会長】

会長を務めることになりました藤井です。交通システム工学科という珍しい学科に所属しています。大学では人と物と情報を安全・快適に移動させることについて研究しています。

私は、地方都市、中山間地域など移動困難地域の移動の確保に興味があり、その中で高齢者、障害者など移動が困難な方との関わりもあります。平成 20 年のバリアフリー基本構想策定時にも協議会の会長を務めさせていただきましたが、当時とは外部環境がかなり変わってきています。現在はバリアフリーといっても、物理的な障害を解消するというだけでなく、性的な問題、多文化の問題など幅広く考えないといけない時代です。そんな中で政令市である千葉市で新たなバリアフリー基本構想等を策定することとなりました。皆さんの意見を伺いながら、ハード・ソフトのバリアフリー化を具現化していくため尽力したいと思います。委員の皆様におかれましてはご協力のほどよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございます。これからの議事進行につきましては、会長にお願い致します。

6 副会長の互選、挨拶

【藤井会長】

それでは、続いて副会長を選出して頂きたいと思います。

どなたか推薦又は立候補される方はございますか。

【大石委員】

身体障害者連合会の大石でございます。

淑徳大学の岩井准教授を推薦いたします。

【藤井会長】

岩井委員にお願いしたいとの声でしたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、副会長は岩井委員に決定します。

それでは、副会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岩井副会長】

本来であれば立ってご挨拶したいところですが、立つことに意識を取られてしまうため座ったままご挨拶を申し上げます。淑徳大学総合福祉学部に所属し、福祉心理学などを担当しています。私自身、ギラン・バレー症候群という難病に10年前にかかり、障害当事者として地域のバリアフリー化は切実な問題と感じています。病気になったときは、私はもうおしまいだと思って落ち込んだものですが、リハビリで外出するようになったら、意外に動けるし電車も乗れるということがわかり本当にうれしかったことを覚えています。仕事を辞めずに済む、研究ができるということがうれしく、それまでバリアフリーに関する研究などには関わっていませんでしたが、バリアフリー化に際していろいろな方の苦労があったのだと知り、涙が出るくらいありがたく感じました。

今回このような形でバリアフリーについて考える会議に参加できること、副会長に選任いただけましたことをうれしく思い、会長のサポートをしていきたいと考えています。勉強不足ではありますが、ご指導のほどお願い申し上げます。

7 議題

第1号 協議会運営要綱について

【藤井会長】

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

議題第1号「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

先ず初めに、資料1「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例」をご覧ください。

第1条に本協議会の「設置」の根拠が記載されております。本協議会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき設置をしております。

第2条に「所掌事務」がございます。本協議会はバリアフリー基本構想の策定及び実施に関する事項や、移動円滑化等に関することについて調査審議をします。

第4条2項には職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また職を退いた後も同様との規定がございます。

第5条には委員の任期は2年以内で再任及び委員が欠けた場合の規定が記載されております。

第7条「会議」には、協議会は会長が召集し議長となること、また同条2項及び3項には、協議会、議事については過半数の出席、賛成で進められることが規定されています。

第8条「関係者の出席等」には、関係者の出席を求めたり、資料の提出を求めることができることとなっております。

第9条には、必要に応じて、部会を設置できることが規定されております。

第10条「委任」には、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って定めることとなっております。

これを踏まえまして、資料2「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」をご覧ください。

こちらは、第1条にも示しておりますが、本協議会を運営する上で必要な事項を定めております。

第2条は委員の参集、第3条は退席について定めております。

第4条は会議及び議事録の公開非公開でございます。千葉市では附属機関の会議は原則公開ではございますが、同条第1項のただし書きに示しているように「委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる」場合は非公開とすることを定めております。

続いて第5条では、発言に際しての事項として、発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならないとしています。

第6条は議事の整理として本協議会会長の役割、第7条及び第8条は採決の方法等を定めており、議案の採決は原則として挙手により、行います。第9条には、議事録の記載事項や内容の確定について定めております。公開される会議の議事録は公表させていただきますので、事務局にて作成した議事録案を出席委員の皆様を確認していただき、最後は藤井会長の承認を経て、議事録を確定するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

【藤井会長】

運営要綱についてご意見がありましたらお願いします。

【大石委員】

議事録は、千葉市のホームページ等に掲載されますか。また、守秘義務について説明がありましたが、例えば団体内から会議で伝えてほしい要望を発言し、難しいというような返答があった場合、回答について団体のメンバーに伝える必要がありますが、それは守秘義務上問題がありますか。

【事務局】

議事録はホームページに掲載します。守秘義務については、会議の内容を持ち帰って委員が所属する団体等に説明することは問題ありません。

【小川委員】

代理出席の場合はどのようになりますか。

【事務局】

代理出席は認めています。しかし、議決を行う際の議決権はありません。

【藤井会長】

本日は委員23名のうち、1名欠席、代理出席が3名ですので、19人が議決権を持つとい

うこととなります。他に質問がないようであれば挙手により議決を取りたいと思います。承認される方は挙手をお願いします。19名全員のご賛同により、運営要綱について原案通り承認したいと思います。

第2号 協議会の会議の傍聴に関する要綱について

【藤井会長】

続きまして、議題第2号「協議会の会議の傍聴に関する要綱について」の説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会の会議の傍聴に関する要綱」をご覧ください。

本協議会は原則公開としておりますので、会議の傍聴に関し必要な事項を定めました。

第2条の「傍聴席に入ることができない者」にて、他人に危害を加える恐れがある物を携帯している者など5項目ほど定めております。

第3条には傍聴者の決定については会議の当日先着順とすることを定めております。

また、第2項に傍聴者に対し傍聴要領を配布するものとなっております。そこで裏面をお開きください。

「傍聴要領」でございますが、1は傍聴する場合の手続きとして先着順であること、定員になり次第受付を終了する旨を記しています。

2は傍聴するに当たって守っていただく事項として、傍聴に当たっては会長の指示に従うこと、会議開催中は静粛に傍聴することなど9項目を記しています。

3は傍聴者が上記の9項目のいずれかに違反したときは、退場していただく旨を記しています。

再び、表面に戻っていただき、第4条に傍聴者の定員は会場の規模を勘案しその都度決定すること、第5条では傍聴者はあらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします

【藤井会長】

傍聴に関する要綱についてご質問等ありますか。

【大石委員】

傍聴できるということは市政だよりなどで告知すると思いますが、会議室に来た順に先着順とのことでした。私たちのような障害者が傍聴をしようとした場合、事前に知っていれば、ガイドヘルパーの手配などもできますが、先着順ということであれば、来ても参加できず戻らなければならない場合も考えられるのでしょうか。

【事務局】

事前にご相談いただければ傍聴できるよう対応を検討します。告知については、千葉市の

ホームページ上で約1か月前に開催について掲示をしたいと考えています。申し訳ありませんが、市の手続き上、市政だよりは3か月前から紙面の確保が必要であり、調整が難しいため、約1か月前のホームページでの告知としたいと考えます。

【高梨委員】

市政だよりでの掲載が間に合う時期に、日程をホームページで告知することを記載していただければよいのではないのでしょうか。

【事務局】

次回に向けて検討したいと思います。

【藤井会長】

様々な会議が市内で動いている中で、どのように告知をしていくかという点については、この会議で優先順位を決めるわけではありませんし、情報提供方法については市の考えもあると思いますので、市で検討いただければと思います。

それでは傍聴に関する要綱についてご賛同をいただける場合は挙手をお願いします。19名全員のご賛同により原案通り承認したいと思います。

第3号 バリアフリー基本構想等の検討の進め方について

【藤井会長】

続きまして、議題第3号「千葉市バリアフリー基本構想の検討の進め方について」説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題第3号「千葉市バリアフリー基本構想の検討の進め方について」ご説明致します。

お手元の資料4をご覧ください。まず、バリアフリー法について概要をご説明します。

初めに、バリアフリー法に関する社会的背景と経緯から説明しますと、平成6年に、高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの導入といった背景の中、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、ハートビル法が制定され、平成12年には、鉄道・バスなどの公共交通機関と駅などの旅客施設を中心とした地区のバリアフリー化を目標として、交通バリアフリー法が制定されました。その後、さらなるバリアフリー化を促進するため、平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、前述の2つの法を統合し、新たにバリアフリー法が制定されたところでございます。

また、障害者権利条約の批准(ひじゅん)、障害者差別解消法の施行を受け、共生社会の実現、社会的障壁の除去といった基本理念を明確に示すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催を契機とした、さらなる取組の推進を図るため、昨年11月に一部、今年の4月に全部について、改正バリアフリー法が施行されたところでございます。

改正バリアフリー法の概要は、後程ご説明します。

2ページをご覧ください。バリアフリー法の目的でございますが「高齢者、障害者等の、移動や施設利用の利便性や安全性を向上するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進すること」とされています。また、本法律では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動円滑化促進方針や移動円滑化基本構想を規定しています。

次に、法律の枠組みについてです。改正バリアフリー法では、基本理念を示すとともに、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、各施設の新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。また、改正バリアフリー法において新たに創設された制度である促進方針及び基本構想制度によって、バリアフリー化事業の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。なお、バリアフリーの推進にあたっては、ハード面による施設整備だけでなく、高齢者、障害者等の困難を、すべての人々が自らの問題と意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力するため、「心のバリアフリー」の推進を行うことを定めています。

続きまして、3ページをお願いします。こちらが今回の改正バリアフリー法についての概要です。大きく4つに分けられます。1つ目は、先ほどご説明した「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記したこと。2つ目は、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化のさらなる推進のため、貸切バス、遊覧船等の法の適用対象の追加、各施設設置管理者についてバリアフリー情報の提供の努力義務が規定されました。3つ目は、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のため、市町村が移動円滑化促進方針を定める制度、いわゆるマスタープラン制度が創設されたこと。また、定期的な評価・見直しの努力義務化や、駅等の施設にスペースの余裕がない場合に、近接建築物への通路・バリアフリースペースの整備を促進するため、協定や容積率特例制度が創設されたこと。最後、4つ目は、高齢者、障害者等に対する支援を国及び国民の責務に明記し、バリアフリー化の国民の理解・協力の促進等を図り、定期的に移動円滑化の進展状況を把握し、評価する努力義務が規定されました。

4ページをお開きください。こちらでは、促進方針・基本構想で定める事項についてです。国が定める「移動円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、市町村は促進地区を設定した場合は“促進方針”を、重点整備地区を設定した場合は“基本構想”を策定するよう努めることとされています。

以下の表をご覧ください。促進地区・重点整備地区の要件を表でまとめたものでございます。促進地区は、移動円滑化を促進するための地区として、具体的な事業の位置づけは無く、これに対し重点整備地区は移動円滑化のための事業を実施すること、また、実施されることが必要と認められる地区として、生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を

具体化した「特定事業」を位置づけるものとされています。

下段のイラストは、促進方針及び基本構想における促進地区、重点整備地区をイメージした図となっております。促進地区の中に重点整備地区を定めることも可能となっており、地区ごとの状況に応じて地区設定を考えていくことになります。

5ページをお開きください。促進方針と基本構想では定める事項はおおむね重複していますが、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。一方、促進方針では移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定めることができるとされています。

下段に移りまして、バリアフリー化の目標として、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に記載されている移動等円滑化の目標となり、令和2年度末までに以下の事項を達成することとしております。

次に6ページをお開きください。本市のバリアフリー基本構想についてご説明します。本市では、交通バリアフリー法に基づき、平成13年11月に「千葉市交通バリアフリー基本構想」を策定し、さらに、バリアフリー法及び基本方針に基づき平成20年8月に、「千葉市バリアフリー基本構想」に改正し、18の重点整備地区を中心にバリアフリー整備を進めています。また、平成23年3月の基本方針の改正を受けて、本市が平成24年に変更したバリアフリー基本構想の概要を参考資料1として、添付しております。今回、令和2年度末に現基本構想が目標年次を迎えるため、改定を行いますが、改定にあたっては、各種調査等の結果を踏まえ、改正バリアフリー法に基づく促進方針としての位置づけも視野に入れて検討し、千葉市バリアフリー基本構想又は、(仮)千葉市バリアフリーマスタープランを取りまとめる考えでおります。

7ページの図をご覧ください。現行のバリアフリー基本構想における18の重点整備地区を千葉市全域の地図におとしたものです。市立青葉病院周辺地区以外は鉄軌道駅を中心とした地区設定をしております。

8ページをお開きください。千葉市バリアフリー基本構想等の位置づけについて説明します。本構想は、上位計画である千葉市都市計画マスタープランや千葉市立地適正化計画をふまえ、本市のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。参考資料2として、千葉市立地適正化計画の概要版をつけておりますので、のちほど各自におきまして、確認していただきたいと思います。また、千葉市バリアフリー基本構想等に定める重点整備地区においては、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等について実施すべき特定事業及びその他の事業を定めるとともに、法に基づき特定事業計画を作成し、事業の推進を図ることを目指したいと考えております。

策定にあたっては、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映するとともに、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図りながら検討を行ってまいります。

これまでのバリアフリーに関する取組の例でございますが、旅客施設のバリアフリー化として、京成幕張駅に設置されております多機能トイレ、車両のバリアフリー化として、バスの出入口の段差をなくしたノンステップバスの導入促進、道路バリアフリー化として、歩道の段差解消・歩道路面の平坦性確保、視覚障害者用誘導ブロックの設置などの歩道整備、信号機等のバリアフリー化として、信号機が青になったことを視覚障害者に知らせる為、誘導音を出す装置が設置された音響式信号機やエスコートゾーンの設置など、本市内で様々な取組が進められているところです。

続きまして、資料5について説明させていただきます。今後の促進方針・基本構想の検討の進め方についてです。

1 ページ目の「1、検討の流れ」をご覧ください。今年度の検討では、基礎調査として現在のバリアフリーに関する各事業者等の取組を調査、確認するとともに、市内の道路や施設を利用する当事者の意識を把握するため、地域懇談会やまち歩き点検を実施したいと考えております。これら基礎調査の結果等を踏まえ、千葉市バリアフリー基本構想等の策定に向けた課題や考え方を整理し、地区の設定やバリアフリー化促進の考え方、地区別のバリアフリー方針等を検討します。引き続き、令和2年度には設定した重点整備地区において各地区に特化した検討が必要になると想定されるため、本協議会だけでなく地区別の部会等を立ち上げることも視野に入れ、特定事業の検討等を行い、パブリックコメントを経て、令和3年3月頃に策定する予定であります。

2 ページをお開きください。

検討組織の体制や、活動目的等を整理したものです。以下に記載されているとおり、本協議会を筆頭に、活動目的に応じた検討組織と参加者の構成を記載しております。今年度実施予定の地域懇談会やまち歩き点検については後ほどご説明いたします。

3 ページをお願いします。令和元年度に実施する基礎調査の概要と協力をお願いについてです。千葉市バリアフリー基本構想等の策定にあたり、バリアフリー状況の現況把握のために、各事業者様に調査票を送付し、必要に応じてヒアリング等を実施させていただきたいと考えております。実施方法については、関係事業者・管理者毎に以下の内容について調査票の送付及び必要に応じてヒアリング調査を実施して参りますので、みなさまのご協力をお願いしたいと思います。

4 ページをお開きください。

次に地域懇談会についてご説明させていただきます。本構想の基礎調査を進めていく中で、地域の実情等を直に把握することが必要と考えており、バリアフリーに関する市民の意識を把握するとともに、各地域の具体的な課題や改善策を整理するため、行政区別に6カ所の地区内における施設等の利用状況や利用のしやすさ、課題点等について把握することを目的として、地域懇談会を区ごとに開催して参ります。参加者には、高齢者・障害者団体様等を通じてさまざまな立場の人にお集まりいただき、日常生活の中で感じていることなど話し合い、地域の課題を明らかにしたいと考えております。

最後にまち歩き点検ワークショップについてご説明します。5ページをご覧ください。先ほどご説明しました関連事業者・管理者様への調査ならびに地域懇談会の結果を踏まえ、バリアフリーについて特徴的な取組や課題のある個所を数か所、実際に現地を視察・点検するワークショップを行う考えでおります。現時点の案ではございますが、鉄道駅、駅前広場、道路、建築物・駐車場、都市公園のバリアフリーの5つの検証テーマを設定し、複数班に分かれて、市民参加のもと経路・施設等のバリアフリー状況の現地確認・意見交換を行い、整備によって良くなった点や残された問題点などを確認し、今後の他施設等での取組において参考すべき点や改善すべき点を整理することを目的として行います。意見交換の結果は、千葉県バリアフリー基本構想等に記載する「バリアフリー化促進の考え方」や「地区別のバリアフリー方針」に反映していきたいと考えております。なお、具体の点検個所については、基礎調査結果などを踏まえて決定したいと考えており、現時点では千葉駅などを想定しておりますが、実施個所の詳細は、後日、皆様に情報共有させていただきます。

次回の協議会においては、バリアフリー基本構想等の素案を今後こういった形で作成していくかを審議していただきたいと考えておりますが、つきましては、各事業者様への調査やヒアリング、地域懇談会、まち歩き点検等の開催について、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議題第3号「千葉県バリアフリー基本構想の検討の進め方について」のご説明を終わりとさせていただきます。

【藤井会長】

国や市でどのように取り組んできたか、これからどのように進めていくか説明いただきました。ボトムアップ型で、利用者、市民、障害当事者の声を組み込んだ計画にするため、タイトな日程となりますが、9月から3か月程度の中で6回の地域懇談会、4回のワークショップを実施したいとのことでした。ご意見があれば伺いたいと思います。

【大石委員】

地区別にまち歩き点検を実施すると説明がありましたが、駅を中心に、近くの施設などに行きやすいかどうかを点検するという認識でよいでしょうか。

これまでもまち歩き点検に参加したことがありますが、生活に身近な通学路などではなく、施設への行きやすさなど重点的に確認する対象があるのでしょうか。

【事務局】

駅周辺に重点整備地区が設定されており、駅から不特定多数の利用する施設へ行きやすくすることを目指していますので、駅を中心としたまち歩きワークショップを想定しています。

【大石委員】

資料4の5ページで、重点整備地区と促進地区があるという説明があったが、促進地区では不便があったら申し出ることができるという点について、もう少し説明をお願いします。

【事務局】

バリアフリー法では、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について促進方針で定めることができるとしています。これは、駅前など、施設間で管理者が異なる場所において、改修等の事業を行うことによりバリアフリー化にそぐわない可能性のある場合に届出を必要とするものです。利用者が申し出るものではなく、事業者が市に届け出をする制度となっています。

【名取委員】

地域懇談会について、協議会はどう関係するのでしょうか。各区の呼びかけで実施するのか、委員は参加するのか教えてください。

【事務局】

現在の想定としては、協議会を通じて依頼し、各区の実情に詳しい方を各団体から紹介していただいて開催したいと考えています。

【大里委員】

まち歩き点検ワークショップは、こういった形で行われるのでしょうか。検証経路についてはどのように決めるのでしょうか。

【事務局】

主要駅については、千葉駅は確実に確認しようと考えています。その他、乗降客数の多い海浜幕張駅や稲毛駅などを中心とした経路も考えられます。

【大里委員】

私たちがワークショップには参加することになりますか。

【事務局】

改めてご連絡します。

【藤井会長】

ワークショップには積極的なご参加をお願いしたいと考えます。市内全域を確認することはできませんが、駅や駅から施設間を結ぶ経路について、障害のある人とともに点検し、良い点や問題点を確認していきます。それによって健常者が気付かない点についても理解していただき、今後市内で施設を整備する際に配慮できるように整理し、展開していくことが重要です。そういう視点ではどの場所でも取り組んでもよいと思います。色々な人に参加いただき、施設管理者と一緒に問題に向き合っていただくことでボトムアップ型の取組になるので、積極的に各団体の方に関わっていただきたい。発達障害、精神障害も含めた多様な方にご協力いただけるよう声掛けをしていただけるとよいと思います。

【岩井副会長】

淑徳大学の実践心理学科に在籍しており、心のバリアフリーに関心があります。これまでの取組について、ハード面は記載されていますが、心のバリアフリーに関する取組について、実施していることがあれば教えてください。福岡に出張に行ったときに、市営地下鉄に乗ったのですが、心のバリアフリーを促す構内放送を聞きました。首都圏でもベビーカースペースのある車両などがありますが、一般の人が利用していることが多いです。使いた

くてもどいてくれなかったり、迷惑そうに舌打ちをされたりということもあります。

福岡では、高校野球の選手宣誓のような言い方で、マナーアップを啓発するアナウンスが流れた記憶があり、それを聞いてとても気持ちよく利用できました。車椅子利用者用スペースに人がいても、ずっと空けてもらえました。アナウンスはハード面のバリアフリーに比べてお金もかからず、効果もあると感じました。最近ではJRでも困っている人を見かけたら声掛けをしてほしいというアナウンスがあります。当事者としてはありがたいです。アナウンスの効果の測定などもできるとよいと思います。基本構想推進にあたっては心のバリアフリーについても取り組んでいただけるとよいと思います。

【事務局】

今のバリアフリー基本構想はハード面を中心に構成されています。法改正の中でも心のバリアフリーの重要性は示されています。まち歩き点検ワークショップや地域懇談会の中で意見交換を行いながら、ソフト面でのバリアフリー対策をどのように講じていけるか考えていきたいです。

【藤井会長】

心のバリアフリーというのは、言葉は易しいですが、何を行い、どのように評価をすればいいかは難しいです。港区や市原市のバリアフリーの取組にも関わっていますが、運輸支局を中心に子どもたちへのバスの乗り方の体験学習をしたり、車椅子での乗車についてバス協会と一緒に学んだりしています。このような気付きの場によって、利用者を育成したり、知る機会を設けたりすることがまず重要です。さらに活動を継続できる仕組みがないと、心のバリアフリーの効果を得ることは難しいです。啓発のためには、各個人の思いにアプローチする必要があります、コツコツとした取組が必要です。様々な自治体で心のバリアフリー事業が提案、実践されていますが、他の市の例がそのまま千葉市でできるわけではありません。地域性やハードの整備状況によって取り組めることも異なってきます。千葉市に合った心のバリアフリーについて考えていけると良いと思っています。市原市では、市民の芽を育てる啓発事業の前に、まずは市の職員からできることをしようということになり、施設利用者への声掛けや対応を記録に残し、職員で共有することにより、各施設でのサポートの必要性や方法を学ぶ取組を3年くらい前から取り組んでいます。これも一つの方法ですが、全てではありません。千葉市でどのような気付きの芽を見つけていくか、障害者団体、子育て関係者などからも提案、発言をしていただきたいです。事務局は9月～12月で意見をいただく場を設けたいということになっています。その他の機会でも随時皆さんより意見をいただきたいと思っています。

【大石委員】

千葉市では小学生を対象に全市で福祉講話を行い、数年かけて多様な障害者がどんなことに困っているか子どもたちに伝える取組をしています。また、県が作成したヘルプカードを市でも配布しており、自分の病名や困りごと、どのような支援をしてほしいかを記載して持参するようにしています。バス停などでは、わからない時には自分から声をかけると、教

えてくれることが多く、心のバリアフリーも少しずつ進んでいると感じています。

【藤井会長】

参考事例として記載するのがよいのか、どのように組み込むかは検討する必要がありますが、紹介されたような既存の取組も基本構想等の中で記載を検討いただけるとよいと思います。検討の進め方について、承認をいただきたいと思います。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。19名全員の賛成をいただきましたので、タイトな日程となりますが、現地に入る取組を進めていただきたいと思います。

8 意見交換

【藤井会長】

本日の議題に関わらず、バリアフリーについて日ごろから感じていることなど、各委員の皆様より自由に発言いただきたいと思います。

【高梨委員】

さきほどから心のバリアフリーについて話がありました。今後、ハード・ソフト両面での取組が必要ということで話がありましたが、千葉市ではJRで中高生の放送部の生徒が主体的に考えて啓発活動を行っていたことがあり、非常に反応が良いものでした。このような経験を子どもたちから体験することで意識が育っていくと思います。大人の教育は難しく、掲示があっても無視する人が多いです。子供たちだけではなく、スポーツ選手も、マリンスタジアムの選手たちが幕張本郷駅から球場、海浜幕張駅を回っているバスでシルバーシートなどに関する啓発を放送しています。こういう取組を拡大することで日ごろから意識が芽生えると思いますので、環境を作っていくことが必要だと思います。地域にゆかりのあるタレントなど、注目される人が取り組むと素直に受け取られやすく、子どもが取り組んでくれることにより大人への好影響もあります。掲示だけでなく、声を活用することが有効だと思っています。また、具体的な好事例をホームページなどでどんどん発信することが重要だと思います。パラスポーツのPRにしても、子どもの力を活用するのが大事だと思っています。

【岩井副会長】

いろいろ教えていただきありがとうございます。子どもたちの取組は素晴らしいと思いました。そういう取組を伝え、いろいろなところで知恵を出し合って広げていきたいです。私は大学で心理学の研究をしているので効果の測定に興味があります。乗客へのアンケートなどは難しくても、定量化可能な方法で調査してみるなど、統計的処理をしてどのような層にどのような効果があるか計測してみたいです。いくつかの事例で、取組の効果と可能性を測定して、検討の基盤にすることができるのではないかと感じました。今後もいろいろ教えていただければと思います。

【大石委員】

千葉駅の点検について、ぜひやっていただきたいのは、東口の確認です。東口では、既存

の階段を壊してとても不安定な階段を作られています。どうして既存の階段を壊してしまったのか聞いたら、ペリエの入口を作ったから、と言われました。これは法律上問題ないのか気になっています。駅ビルは立派にできましたが、ホームに行くと従来と変わらない、危険な場所があります。千葉駅の点検はぜひやっていただきたいです。

【藤井会長】

視覚障害の人は脳内に地図があり、工事があると地図が壊れてしまいわからなくなってしまう。大きな改修などの際、どのように視覚障害者に伝えるのかというのは、バリアフリー化における課題であると考えます。

どのように問題を顕在化させて対策するのかは検討が必要です。全体の計画が完成すれば解消するのか、脳内地図がバージョンアップできれば問題なくなるのか、情報の伝え方によってだいぶ変わってきます。利害関係者が多い中での情報共有についても課題認識を持って基本構想等に取りこんでほしいと思います。

【大里委員】

見るからにバリアフリーについて考えられている駅であれば、障害者も利用するのだと意識できると思います。まち歩き点検は利用者が多い駅を中心にとということでしたが、小さな駅についても先々には広がっていくことを期待したいです。私たちは知的障害の子どもを持つ親であり、ハード面よりソフト面を気にしながら生活しています。ヘルプカードを付けることで声をかけていただけることも多くあり、そちらの取組にも力を入れていただくとありがたいです。

【青木委員】

本日はみなさまから参考になる意見を多く聞かせていただきありがとうございます。私自身は市の職員でありながら、協議会委員でもあります。市における会議体では、市職員が委員となることはあまりないのですが、バリアフリー法の規定に従いこのようになっています。私は都市部長であり、事務局を所掌している部となります。どうふるまえばいいのか戸惑っているところでもありますが、事務局の上司でもあり、委員でもあるという立場を生かして意見交換に参加していきたいと思っています。協議会は年に3回程度しか開催できませんが、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップもあります。みなさまから参加者を推薦いただいたり、気づいた点について会話をさせていただきながら、協議会での縁をつないで、千葉市のバリアフリーが先進的になったと言ってもらえるような基本構想等を作っていきたいと思っています。今後も意見を聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【藤井会長】

委員としての委嘱は2年間ですが、その後の推進段階で、取組をどう具現化していくかが肝心です。着実に進んでいることを確認し、課題が残る部分を市民参加でつなげていく場を持つためには、事務局も当事者となって関わっていく必要があります。事務局側からも、どんどん意見を出していただきたいです。今日は今後のまち歩き点検等の話が中心でした

が、来年以降に向けては、観光者や文化圏の違う人の利用もある中で、ピクトグラムをどう考えるか、さらには在住外国人についてはどう考えるかといった点も課題となります。これらは総合計画で考えることかもしれませんが、バリアフリーの視点からも課題として認識する必要があります。港区では10年前から英語・中国語・日本語の地図、案内情報ができています。バリアフリーマップでは障害別に運用できるような仕組みになっています。台東区でも視覚障害者誘導用ブロックの地図があります。多様な当事者にどう情報発信するのか、ネットワークとして情報をつなぐか。そういうことを考える上では、事務局が当事者となって検討する必要があります。庁内でもバリアのない意見交換のできる場づくりに留意してほしいです。

本日の議論はこれで終わりますが、その他お気づきの点があれば事務局にお知らせください。

9 閉会

【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和元年度第1回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させていただきます。

なお、次回の協議会を本年12月頃に開催する予定でおりますが、その開催日程につきましては、日程が決まり次第ご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。